# 『モバイル市場の公正競争促進に関する検討会』

- 追加説明依頼事項へのご回答 -

2018年1月30日 ソフトバンク株式会社 MVNOが支払う帯域幅課金のデータ通信料金については、接続料と総務省に届け出ている卸料金で同一なのは分かったが、それ以外の条件による卸提供は行っていないのか。もしあるのならその内容をご教示いただきたい。

- 弊社では帯域幅による卸提供の他、回線単位料金での卸提供も行っています。
- 詳細な提供条件は個別の民間事業者間での協議事項・契約内容のため、お答えできませんが、一般的に**MVNO殿との契約条件等に基づき、リテールマイナス**の方式で料金を決定しております。

MVNO各社のドメインからのメールは貴社の迷惑メールフィルタにおいてどのような扱いになっているのか。また、貴社の迷惑メールフィルタにおいて迷惑メールとして扱われないためには、どのような対策をとればよいか。

- 初期設定\*においては、MVNO殿のドメインからのメールを区別して扱う(一律受信を拒否する等)ことはありません。
  - ※弊社が利用者向けの初期設定で提供している「迷惑メールフィルター(標準)」は、蓄積された迷惑 メールデータベースをもとにメールの内容を機械的に判断し、迷惑メールと判断されたメールの受信を ブロックするものであり、具体的には、なりすましメールや未承諾広告メール、悪意のあるウェブサイト へ誘導するようなメールをフィルターするもの
- 但し、迷惑メール対策の個別設定のひとつである「ケータイ/PHSからのみ受信設定」を 利用者が自らONに設定された場合(次頁の設定手順参照)については、MVNO殿の ドメインは受信が拒否されることとなります。
- なお、当該設定時において、MVNO殿から、当該事業者のドメインを迷惑メールとして扱わないことをご要望いただいた場合には、協議に応じさせていただきます。
- その際は、MVNO殿にてMNO同等の迷惑メール対策(特定電子メールの送信の適正 化等に関する法律を適切に順守すべく各種対策 (迷惑メール送信ユーザへの利用停止 措置や迷惑申告窓口の設置等)) がなされているかを確認したうえで、対応に向け検討 いたします。

# 関連MVNO・サブブランドとMVNOとの間の同等性について

#### 【設定手順】



①My SoftBankから
「メールの設定」へ



②「迷惑メール対策」のタブへ



⑥設定完了







⑤「変更する」をクリック

ユーザ数と(一定のスループットを確保するために必要な)帯域幅の関係性について、何らかの知見やデータをお持ちであれば、ご教示いただきたい(例:混雑が一定のいき値を超えると急に実効速度が遅くなる等)。

- ユーザ数と帯域幅の関係性について実効速度に影響を与える特定のいき値等具体的な データをお示しすることは困難です。
- 但し、一般論といたしまして、データ通信においては、接続ユーザ数と利用データ量に応じた必要な帯域が確保されない場合、輻輳により、遅延やパケットロスが発生すると共に、データの送受に失敗した場合に再送要求が繰り返されます。
- この結果として、ネットワーク上でのスループット低下という現象が生じ、一定のネットワーク品質を保つことが困難となる(例:昼間等に急速に速度が落ちる)事象が起こり得るものと考えます。

ワイモバイルの契約数、市場シェアの最近の推移について情報提供いただきたい。

## 【ご回答】

• ワイモバイルの主要回線(スマートフォン、従来型携帯電話、タブレット、モバイルデータ通信端末)の契約者数は以下のとおりです。

構成員限り

そもそもなぜ自動更新にしているのか。 自動更新がユーザの乗換えを制限していることは否定しないか。

- 2年契約については、**2年間の継続利用を前提に、その契約期間中は割安な料金でサービスを提供するプラン**です。
- 自動更新につきましては、割安な料金で利用し続けたいという利用者ニーズや、2年契約をご利用されるお客様が2年経過後、自動的に(2年契約なしに)契約変更されることによって被る不利益(料金の上昇)を回避すること等を総合的に勘案した結果、設けている制度です。
- なお、自動更新については、過去の総務省殿会合の整理に基づき、以下に代表される取り 組みを行っており、その結果、前回提出資料にあるとおり、更新月における契約離脱の効果 が表れているものと考えます。
  - 更新期間を1ヵ月から2ヵ月に延長
  - お客様に対し、事前に更新期間を迎える旨を告知
- 今後も2年契約や自動更新に関する利用者への周知等の工夫・改善に努めます。

消費者団体から、ユーザが2年後のことを予測して判断することは困難との意見があった。 なぜドコモのように2年経過時点で同一の料金の中で期間拘束の有無を選ぶ機会をユーザに与えないのか。

- 弊社のフリープラン(2年経過後、自動更新されず解除料なしに解約できるプラン)については、過去の総務省殿会合にて自動更新が議論された際の取りまとめにて「初回の拘束期間が経過した後は、期間拘束が自動更新されず、違約金を支払うことなくいつでも解約できるプラン」を設けることが適当であるとの提言がされたことを受け、設けたプランです。
- また、契約離脱等の条件の相違により、プラン毎に値差を設けているものであり、フリープランの 導入にあたっては事前に総務省殿に内容をご説明し、取りまとめの趣旨に沿っていることを確 認しております。
- 因みに、他事業者殿の料金プランについてコメントできる立場にはありませんが、個社毎のユーザ属性やコスト構造等を踏まえた料金プランの戦略の違いであると考えます。(総務省殿取りまとめでも双方のプラン設計を認める記述が存在しております)
- なお、ユーザの予見性の問題については、「2年契約」においても2カ月間の自動更新期間を設け、利用者へのプッシュ告知も行っていることから一定の対応ができている認識です。
- お客様の選択肢を確保し、プラン選択をご検討いただける環境を整えることが重要であるとの考えに基づき、前回提出資料にあるとおり、店頭説明等において「2年契約・自動更新プラン」、「フリープラン」、「契約期間のないプラン」をメリットとデメリットを含めて説明するよう改善を行っており、今後もさらなる充実化を図っていきたいと考えております。

中古・下取り端末の流通に関し、メーカ側から拘束があるか。

# 【ご回答】

メーカ側からの拘束はありません。

貴社資料P12にある利用実態と選択プランの乖離について、貴社から報告されている数値に基づき作成された第1回の事務局提供データに比べて乖離が小さくなっているが、その理由を詳しく教えてほしい。

- 弊社前回提出資料P12の利用実態と選択プランの乖離について、事務局殿とのデータとの 差異が生じている理由は、主に以下に起因するものと考えます。
  - 弊社データ(利用量を示している棒グラフ)が、一定期間(2017年4月~9月) 継続して基準のデータ利用量に満たなかった利用者を対象に集計していること (=利用量には月変動があることから、単月でなく複数月のデータで比較)
  - 個人用スマートフォンに限定していること\*\*
    - ※従来より提供している通話し放題型以外の料金プラン(上限7GBのホワイトプラン等)の選択者が多い従来型携帯電話を除外
    - ※法人利用、モバイルルーター等を除外

貴社資料P12にある4人家族の月額料金の比較では、一部のユーザについては異なる基本料で比較されているユーザがおり(2GBプランとスマ放題(2,700円)を組み合わせていた父・母が、50GBプランのパターンではスマ放題ライト(1,700円)と組み合わせている)、比較の仕方が不適当ではないか。また、このように大容量プランを選んだ方が料金負担が軽くなるケースは、全体のユーザの中でどの程度あるのか。

- 弊社の提供条件上、選択したプランで最も安価な料金になる組み合わせ※を示させていただきましたが、全てのプランをスマ放題並びにスマ放題ライトとしたパターンでも同様、 実利用に応じたプランが最適プランと限らない別ケースを下表のとおりお示しいたします。
  - ※2GBプランはスマ放題ライトが選択不可のため、スマ放題を選択するケースで例示
- また、「みんな家族割」は昨年9月に提供を開始したため、全体のユーザの中ではまだ少ないと思われますが、今後このようなケースが増えることが想定されます。(現時点でどの程度の割合となるかは不明です)

	それぞれのプランを選択		みんな家族割	
	プラン	月額料金	プラン	月額料金
父	2GB	6,500	50GB	8,000
母母	5GB	8,000	50GB	8,000
🔐 子1	20GB	9,000	50GB	8,000
🖺 子2	50GB	10,000	50GB	8,000
合計	33,500		32,000	

※全プラン:	スマ放題	(月額2700円)

	それぞれのプランを選択		みんな家族割	
	プラン	月額料金	プラン	月額料金
<b>全</b> 父	5GB	7,000		7,000
<u>₽</u>	5GB	7,000	50GB	7,000
🔓 子1	20GB	8,000	50GB	7,000
🖺 子2	50GB	9,000	50GB	7,000
合計		31,000		28,000

※全プラン:スマ放題ライト(月額1700円)

SIMロックについて、「解約時の解除件数」、「解約後の解除件数」及び「解約件数に占めるSIMロック解除件数の割合」を示してほしい。

# 【ご回答】

下表のとおりお示しいたします。

# 構成員限り

期間	解約と同日又は解約後に SIMロック解除を行った件数/ 当該月の解約件数
2017年4月	
2017年5月	
2017年6月	
2017年7月	
2017年8月	
2017年9月	
2017年10月	
2017年11月	
2017年12月	

- ※SIMロック解除可能な端末の解約件数を母数として算出
- ※「当該月の解約件数」及び「解約と同日又は解約後にSIMロック解除を行った件数」は当該月での件数を計上

解約時の日割り計算は行っているのか。行っていない場合、それはなぜか。 少なくとも、利用量と料金が連動しない基本料(通話定額料)やインターネット接続料を日割り しないのは不合理ではないか。

- 日割りは行っておりません。
- 日割りを行っていない主な考え方(料金設定にかかるポリシー)は下記のとおりです。
  - データ定額プランのデータ利用については、ひと月に満たない期間であっても大量に 通信が可能であること(ひと月に満たない期間であっても、規定の通信量(上限) を利用可能であること)
  - 通話定額の音声通話の利用についても、ひと月に満たない期間であっても大量に通話が可能であること(音声通話は他社への接続料等が都度発生することも考慮のうえ、自社利用者の利用実態(ビヘイビア)をもとにリスクコントロールが可能な範囲でプラン設計しているが、ひと月に満たない期間であっても、プラン設計時に想定した平均的通話量が利用可能であること)
  - **月額料金のわかりやすさを考慮して設計していること**(お客様への説明等も考慮)